

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	HYUGA PRIMARY CARE 株式会社	コード	7133
提出日	2025/6/11	異動(予定)日	2025/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外監査役の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	小川 真二郎	社外取締役	○														○		有
2	佐伯 恭子	社外取締役	○														○		有
3	南谷 洋至	社外監査役	○														○		有
4	熊本 宣晴	社外監査役	○														○		有
5	飯塚 貴司	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		社外取締役小川真二郎氏は、主に企業経営者としての経験と医療介護分野における幅広い知識・見識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言が期待でき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
2		社外取締役佐伯恭子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を活かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したことから、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3		社外監査役南谷洋至氏は、弁護士資格を有しており、長年にわたる企業法務に関する幅広い経験及び専門的かつ高い見識に基づき、公正中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言をいただける人材であると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
4		社外監査役熊本宣晴氏は、長年にわたる行政での経験及び当社の事業領域において高度な見識を有しております。客観的・中立的な立場で助言・提言が期待でき、当社の監査体制強化につながるものと判断したことから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
5		社外監査役飯塚貴司氏は、税理士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を活かして客観的な立場からの監査を実施するうえで、当社の監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したことから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。